

災害により被害を受けた場合の 授業料の減免制度について

【対象者】震災、風水害、火災その他の災害により住宅又は家財が半壊以上の被害を受けた者

【減免額】学期授業料の半額を上限に減免します。

【申請書類】学生支援班にて配布します。

まずは、学生支援班にご相談ください。

申請前 1年以内の災害に限ります
申請は 1度までです。

【大学院生対象（留学生を除く）】 2020年度後期分授業料減免申請 について

対象者：対象学生（大学院生）が属する世帯の総所得金額が別に定める基準額以下の者で、かつ、対象学生の学業成績が良好で最短在学期間で卒業できる見込みがあると判断される者。

※ 詳細は「下関市立大学授業料等の減免に関する規程」を確認してください。

※学部生を対象とした授業料減免制度は2020年4月から始まりました高等教育の修学支援新制度となります。未申請で申請を希望する方は別途募集します。詳細は掲示板および本学のホームページでお知らせします。※すでに減免の認定を受けている方は新たに申請する必要はありません。

申請受付期間：8月3日（月）～8月24日（月）17時必着

※ 申請書類等は上記期間中に学生支援班で交付を受け、期間内に必要書類を添えて申請を完了してください。

※ 留学生については、国際交流センターにお問合せください。